

2014 後期転入
(2・3年次)地方

受験番号

2014 年度 甲南大学法科大学院入学試験問題

憲法・民法・刑法

(180分)

受験についての注意

1. 試験開始の合図があるまで問題冊子を開いてはならない。
2. 問題は3ページまでである。印刷不鮮明、汚損等があれば申し出ること。
3. 解答用紙は憲法、民法、刑法各1枚である。解答用紙には裏面もあるので注意すること。
4. 解答は、該当する科目の解答用紙を使用すること。解答用紙を誤った場合、その答案は無効となる。
5. 答案は、横書きとする。
6. 答案は、実線内の番号に従って書き進めること。
7. 答案は、黒ボールペンまたは黒インクの万年筆で記入すること。これら以外で記入された答案は、無効となる。
8. 答案を訂正するときは、訂正部分が数行にわたる場合は斜線で、1行の場合には横線で消して、その次に書き直すこと。
9. 下書きには、問題冊子の余白を適宜利用すること。
10. 問題冊子は必ず持ち帰ること。

専門論文試験 憲法

【問題】

以下の〔事例〕を読んで、〔設問1〕～〔設問3〕に答えなさい。

〔事例〕

A社は、ラーメン屋や居酒屋、レストラン等の外食事業を中心に、幅広く事業展開している株式会社である。Yは大学3年次より、就職活動の一環で、インターネットを通じてA社に関する様々な情報を収集していた。ただ、インターネット上の巨大掲示板サイトには、A社に関する悪評が数多く並び、なかには、①A社の収益が反社会的カルト教団の資金源になっていることを示すものや、②A社の外食事業において食品偽装が横行している旨を指摘するものもあった。Yは、こうした情報に触れるうち、次第にA社のあり方自体に疑問を抱くようになり、A社の反社会性を白日の下にさらす必要があると考えるようになった。そして、20××年4月より、Yは、A社を糾弾するためのウェブサイト『A社のウラの顔』（以下、「本件ウェブサイト」という。）を立ち上げた。

Yは、インターネットを通じて得られたA社に関する情報を自分なりに精査したところ、上記①及び②のいずれの噂についても真実であるとの確信を得るに至った。そして、本件ウェブサイトにおいて、上記①及び②に関する事実を摘示した上で、「A社はニセモノ食べさせボロ儲け!」、「A社関連の店でメシを食べるのは、カルトに寄付するようなもの!」等の文章（以下、「本件文章」という。）を掲載し、不特定多数の者が閲覧可能な状態に置いた。

しかし、本件ウェブサイトに掲載された①及び②に関する事実は真実ではなかったため、A社はYに対し数度にわたり「本件文章」の削除を求めた。しかしYは、自らが掲載した事実は真実であるとの確信を有していたため、削除には応じなかった。

そこで、A社はYの名誉毀損を告訴し、その後、Yは名誉毀損罪で起訴された。

〔設問1〕

判例によれば、刑法230条の2にいう「真実であることの証明」がなくとも「真実であると誤信する相当の理由」があれば名誉毀損罪としては罰せられないとされる。その理由を、憲法21条と関連づけつつ、説明しなさい。

〔設問2〕

Yの弁護団は、憲法21条の趣旨に照らして刑法230条の2を解釈適用すれば、Yは無罪になるはずと考えた。あなたが弁護団の一員であるなら、どのように主張するか。

〔設問3〕

〔設問2〕の主張に対して検察官の側から想定される反論を、簡単に述べなさい。

専門論文試験 民法

【問題】

以下の各事例を読んで、「設問」に答えなさい。

〔事例1〕

Xは、平成24年5月24日、会社を営んでいる友人のAから会社が銀行から融資を受けるのに、個人の財産を持っていないと信用が得られず、銀行から融資を受けることができないので、Xが所有する甲土地の所有名義を貸してほしいと頼まれ、Xは、同月30日、Aと合意の上、甲土地について売買契約を締結したものと仮装し、Aのために所有権移転登記を行った。Aは、会社の資金繰りに困難を来し、甲土地について所有権移転登記を得ていることを奇貨として、平成26年3月10日、Yに対し、甲土地を5000万円で売り渡し、所有権移転登記を行った。Xは、甲土地の所有権移転登記を回復するために、Yを被告として、所有権に基づく妨害排除請求権の行使として、甲土地について、真正名義の回復を原因とする所有権移転登記手続請求の訴訟を提起した。

〔事例2〕

Xは、平成24年5月24日、会社を営んでいる友人のAから会社が銀行から融資を受けるのに、個人の財産を持っていないと信用が得られず、銀行から融資を受けることができないので、Xが所有する甲土地の所有名義を貸してほしいと頼まれ、Xは、同月30日、Aと合意の上、甲土地について売買予約契約を締結したものと仮装し、Aのために所有権移転請求権保全の仮登記を行った。XとAとの合意は、所有権移転請求権保全の仮登記にとどめるものであったが、Aは、会社の資金繰りに困難を来し、甲土地について所有権移転請求権保全の仮登記を得ていることを奇貨として、Xの委任状を偽造し、甲土地について所有権取得の本登記手続を経由して、平成26年3月10日に、Yに対し、甲土地を5000万円で売り渡し、所有権移転登記を行った。Xは、甲土地の所有権移転登記を回復するために、Yを被告として、所有権に基づく妨害排除請求権の行使として、甲土地について、真正名義の回復を原因とする所有権移転登記手続請求の訴訟を提起した。

〔設問〕 事例1と事例2について、Yは、Xの上記請求について、どのような反論を行うことができるかという観点から、XとYの法律関係について論じよ。

専門論文試験 刑法

【問題】 以下の〔事例〕に基づき、甲の罪責について論じなさい（特別法違反の点を除く。）。

〔事例〕

- (1) 甲(男性、27 歳)は、借金の返済に困り、深夜、リュックサックを背負って自転車で走行しながら侵入盗を繰り返してきたところ、某日午前 2 時頃、コンビニエンスストア「L」の A 店（以下、「A 店舗」という。）に、小柄でやせ型の従業員 B(男性・33 歳)1 人しかいないことを発見するや、これに押し入って現金を奪うことを決意し、A 店舗出入口前歩道上に上記自転車を無施錠のまま止め、同店舗内に入った。
- (2) 甲は、商品のカッターナイフ(刃体の長さ約 12 センチメートル)を手に取り、包装を取った上、レジカウンターに向かい、右手に持ったカッターナイフの刃先を 5 センチメートルほど出して B の胸の辺りに向けながら、「金を出せ。出さなきゃ殺すぞ。」と言い、左手を同人の首に回して口をふさぎながらその上半身をカウンターにねじ伏せつつ現金を要求した。小柄とはいえ、空手を嗜んでいた B は、甲の左手に噛みついて同人の体を振り払った上、カッターナイフを握った甲の手を掴むなどして抵抗した。そこへ、異変を察知した A 店舗経営者 C(男性、43 歳)が、携帯電話を操作しながら店舗事務室から駆け付けた。ちょうどそのとき、B は、甲の右手首をひねり上げ、甲からカッターナイフを取り上げ、甲がそれを取り戻そうとしてきたので、甲に取り戻されないよう、カッターナイフを C に向かって投げ渡した。ところが、警察を呼ぶために携帯電話で通話を始めようとしていた C は、カッターナイフに気づくのが遅れ、これを受け取ることも避けることもできなかったために、刃先が左上腕部に刺さり、全治約 1 週間を要する左上腕部刺創を負った。
- (3) 甲は、C の姿を見て、現金を奪うことをあきらめて逃走することとし、店外に駆け出し、A 店舗出入口前歩道上に止めてあった自転車にまたがり、両足をペダルに乗せて発進しようとした。しかし、自転車の発進直後、甲を追って店外に出てきた B が、その右手で甲の背負っていたリュックサックの上部取っ手部分をつかみ、左手で甲のベルトのバックル辺りをつかむようにして甲に飛びかかった。それとほぼ同時に、C も、甲の逃走を防ぐため、甲の右後方から自転車の後輪を蹴った。その結果、甲が乗った自転車は、進行方向左側に転倒し、B は、甲の下敷きになって地面に転倒したことにより、全治約 5 日間を要する左肘部挫創の傷害を負った。
- (4) その後、地面にうつ伏せに倒れた甲は、B、C 及び通行人により取り押さえられて逃走をあきらめ、臨場した警察官に引き渡された。

以上